

## 都市食料政策ミラノ協定

2015年10月15日

持続可能なフードシステムの発展と、健全な食生活の促進のためには、世界の人口の半分以上を抱える都市が、戦略的な役割を担っている。都市ごとに違いはあるものの、いずれも経済・政治・文化的革新の中心であることにかわりはなく、膨大な資源、インフラ、投資および専門知識を管理している点を認識すること。

現在のフードシステムは、適切性、安全性、地域性、多様性、公平性、健全性の面、また栄養面でも豊かな食料への、永続的かつ信頼のおけるアクセスの提供において大きな試練にさらされていること、また都市への食料提供に対しては多くの制約に直面しつつあること、なかでも不公平な分配とアクセス、環境悪化、資源の稀少性と気候変動、非持続的な生産と消費行動、食品ロスと食品廃棄などの制約に直面している点に注意を払うこと。

急速に進む都市化によって、私たちの世界は、経済、社会、環境といった側面で深い影響を受けている。そのため、都市における、食料、水などの不可欠な資源やサービスの供給方法についてあらためて検証が必要であると認識すること。

飢餓と栄養失調は、あらゆる都市において、様々な形で存在しており、個人の健康や幸福をひどく損なっている。このことが、家庭、コミュニティ、自治体、国全体のレベルで、大きな社会的・経済的損失となっていることを認識すること。

家族経営農家や小規模食料生産者（とりわけ、多くの国の女性生産者）は、レジリエンス（復元力）に富み、公平で文化的なフードシステムの維持に貢献しており、都市や近隣地域に食料を供給する上で重要な役割を担っている。また持続可能なフードシステムとバリューチェーンの再構築には、消費者を都市・農村両方の生産者と改めてつなぐ必要があることを認識すること。

都市とその近隣地域の農業は、生物多様性の保護と、都市の景観やフードシステムを統合する機会となる。さらにそれによって、食料と栄養に対する安全保障、生態系サービス、人々の幸福との間に相乗効果をもたらしうることを認識すること。

食料政策は、貧困対策、健康・社会的保護、公衆衛生、土地利用計画、交通・商業、エネルギー、教育、災害対策といった、都市が抱える多くの課題や政策と密接に関わるものであるため、包括的、学際的、部局横断的なアプローチを採用することが不可欠であることを認識すること。

市民社会と民間セクターは、自らの経験や、今までにない発想、キャンペーン活動を通じて、より持続可能なフードシステムの構築のために貢献すると共に、都市の食料政策において社会的排除をなくし、人権に配慮したアプローチが不可欠であることを広く周知する上で、重要な役割を担うことを認識すること。

これまで都市は、気候変動に対して、地球温暖化ガスの排出を軽減し、気候変動が都市のフードシステムに与える影響に適応させるための戦略・実践を推進してきた（一連の世界都市フォーラム、国連人間居住会議（ハビタットIII）など）。また生物多様性条約の一部として都市生物多様性イニシアチブを通じて、都市の生物多様性の持続可能なマネジメントを推進してきた。これらの責任ある関与を再認識すること。

都市およびその近隣地域は、持続可能な開発目標（SDGs）とポスト2015年開発アジェンダといった国際的な取り組みの推進、飢餓ゼロチャレンジプログラムへの貢献、第2回国際栄養会議における持続可能な都市食生活への取り組み、ポスト2015防災枠組における貢献、さらには「気候変動枠組条約」（COP21）の交渉への積極的な関与を認識すること。



ミラノ国際博覧会（「地球に食料を、生命にエネルギーを」）に際し、  
ミラノに結集した私たちは、以下の事項についてここに宣言する。

**「都市食料政策ミラノ協定」（Milan Urban Food Policy Pact）に署名することにより、  
私たち、市長ならびに地方自治体の代表は、  
次の事柄に責任をもつ。**

1. 私たちは、排他的ではなく、レジリエンス（復元力）に富み、安全かつ多様な、持続可能なフードシステムを発展させるために活動する。このようなフードシステムには、人権に配慮した枠組みのもと、健康的で手頃な価格の食料を全ての人々に提供するだけでなく、気候変動に適応し、その軽減に資するとともに、食品廃棄を最小化し、生物多様性を保全する。
2. 私たちは、自治体およびコミュニティレベルにおいて、部署間・セクター間の協力を促進し、都市の食料政策を、食料供給や公平な分配、社会的保護、栄養、食料生産、教育、安全、食品廃棄量の軽減などを含む、社会・経済・環境的な政策や取り組みに統合していく。
3. 私たちは、自治体レベルでの食料政策・食料計画と、地域・国・国際レベルでの政策・実践との間に齟齬を生じさせないようにする。
4. 私たちは、あらゆる食料政策・計画・取り組みの策定・実行・評価において、フードシステムに関わる全ての関係者（近隣自治体、専門・学術団体、市民社会、小規模生産者、民間セクターを含む）と連携していく。
5. 私たちは、公平でレジリエンス（復元力）に富む、持続可能なフードシステムの確立を促す観点に立ち、既存の都市政策・計画・規制をレビューし、修正を加える。
6. 私たちは、それぞれの都市が自身の都市フードシステムの開発に取り組むための出発点として、以下に掲げる「行動枠組み」（**Framework for Action**）を参照し、必要に応じて参加都市、政府、国際機関の間で取り組みに関する情報を共有する。
7. 私たちは、他の都市が私たちの食料政策の取り組みに参加するよう促す。

**署名:**

(地方自治体の公認の代表者の氏名)

( ) を代表して

日付:

## 都市食料政策の行動枠組み

これから述べる「行動枠組み」(Framework for Action)は、自発的な取り組みに委ねられるものである。この枠組みは、「地球に食料を、生命にエネルギーを」をスローガンとする2015年万博の折に採択された「都市食料政策ミラノ協定」を採用することで、持続可能なフードシステムを実現する戦略的な選択肢を提供することを目的としている。

この枠組みは、参加都市の実践に基づいており、関連する様々な責任ある関わりや目標、達成課題を考慮してつくられた。推奨される活動はテーマごとにまとめられているが、これらは、持続可能なフードシステムという共通のゴールを達成するための出発点として理解すべきである。(学校給食やコミュニティガーデンといった)取り組みのほとんどは、複数の自治体や部署にまたがっており、持続可能な開発における複数の側面(経済や社会、健康、環境)に影響を与えるものである。

それぞれの都市は状況に応じて、各事例を参考にし、ガイドラインにまとめられたオプションを選ぶことができる。関連資料へのリンクや優れた実践例も、このガイダンスを補うものとして利用可能である。

### 推奨される活動：有効な活動(ガバナンス)を可能にする環境の確保

1. 都市の関連組織や部局横断的な協力を促進し、複数のセクター・管理レベルにまたがってフードシステムに影響を与えられるよう、政策と計画の調整を進め、人権に配慮したアプローチを採用・主流化すること。そのための手段としては、常勤職員の恒常的配置、作業や手続きの調査、資源の再分配が含まれる。
2. 教育や啓発活動に加え、政策に関する対話(必要であれば、食料政策アドバイザーの任命、多数の関係者を集めたプラットフォーム(multi-stakeholder platform)やフードカウンシルの創出)を通して、ステークホルダーの参加を高めること。
3. 地域の教育研究機関のサポートを得て、優良事例を計画や政策に転換するために、地域が主体となっていたり市民が発信している食に関する運動をマッピングし、評価すること。
4. 都市の食料政策の策定もしくは再検討にあたっては、行政部局内の食料政策および計画に関わる予算や人員を適切に配分すること。行政は、都市と農村の利害のバランスをとり、より持続可能で、健全で、公平なフードシステムを築き上げるための戦略的能力を構築できるように、規則を点検し、調整・強化を行うこと。
5. 政策策定と情報公開のために、複数の部門を統合した情報システムを導入すること。そのためには、公的データだけでなく、市民や他の協力者がもたらす情報を含む、都市食料政策に関わる情報の利用可能性、質、量、範囲、利用と管理に関わる態勢を整える必要がある。
6. 災害リスクの軽減戦略を発展させること。これにより、都市や農村地域が気候変動などから受ける長期的危機や慢性的な食料供給不安に最も影響を受ける都市のフードシステムのレジリエンス(復元力)を高めることができる。

### 推奨される活動：持続可能な食生活と栄養

7. 持続可能な食生活(健康的で、安全で、文化と環境に配慮し、人権に配慮した)を推進すること。そのために、学校や保育所、老人ホーム、市場、メディアに対して特に注意を払いつつ、教育や健康促進、コミュニケーションのための計画を進めていく必要がある。

8. 劣悪な食生活や肥満に伴う非伝染性の疾病の問題に取り組むこと。必要に応じて、砂糖、塩、トランス脂肪酸、肉類、乳製品の摂取を減らし、代わりに果物、野菜、生鮮食品の消費を増加させること。
9. 持続可能な食生活のガイドラインを作り、消費者や都市プランナー（特に公共食料調達担当者）、食品サービス提供者、小売業者、生産者、加工業者に情報提供すると共に、交流を促し、研修やセミナーを開催すること。
10. 基準や規制を見直し、公的施設で持続可能な食料や安全な飲料水にアクセスできるようにすること。公的施設には、例えば、病院、保健・児童福祉施設、職場、大学、学校、ケータリングサービス、自治体オフィス、刑務所といった施設が含まれる。また可能な限り、民間の小売・卸売食品流通や市場においても、これらが実現できることが望ましい。
11. 持続可能な食生活を促進するための、規制／自主的取組み両面の手段を探すこと。その際、民間及び（必要に応じて）公的機関を巻き込みつつ販売・宣伝・表示政策を用いることや、経済的誘因や阻害要因を考慮すること、さらには、WHO 勧告に則り、子供向けの食品・ノンアルコール飲料のマーケティングに関する規則を整備することなども考えられる。
12. 健康的なライフスタイルを実現するとともに社会的排除をなくすために、保健部門と食品部門の共同行動を奨励すること。
13. 市民社会及び（必要に応じて）多様な協力者の参加のもとに、安全な飲料水と適切な衛生への普遍的なアクセスを達成するべく、投資を行い、責任をもって関与すること。

#### **推奨される活動：社会的・経済的公平性**

14. 現金給付や食料提供、さらには他の社会的保護の仕組み（フードバンク、コミュニティキッチン、緊急用食料庫<sup>1</sup>等）により、社会的弱者に対して健康的な食料へのアクセスを提供すること。その際、人間の尊厳の問題として、多様な社会的信念や文化、伝統、食習慣、嗜好にも配慮し、さらなる疎外を防止すること。
15. 学校給食やその他の機関における給食サービスを新たな方向に転換させ、より健康で、地元産の旬のもの、さらに持続可能な方法で生産されたものを使用するよう変えていくこと。
16. 女性も含めて、全ての人々に適切な雇用を促進すること。特に食料・農業分野における公正な経済的関係、公正な賃金、より良い労働環境を伴った雇用を実現すること。
17. 社会的な連帯経済活動を促進すること。その際、食料チェーンの様々なレベルで、疎外された人々に持続可能な生活をサポートし、都市・農村双方において安全で健康的な食料アクセスを促すよう特に配慮すること。
18. ネットワークを形成し、草の根運動を支援すること（コミュニティガーデン、コミュニティキッチン、社会的食料庫等）。これらを通じて社会的排除をなくし、疎外された個人に食料を提供すること。
19. 参加型教育や研修、研究を推進すること。これらは、社会的、経済的公平性を高め、人権に配慮したアプローチを推進すると共に、貧困を緩和し、適切で栄養価の高い食品へのアクセスを容易ならしめるためのローカルアクションを強化する上でカギとなるものである。

<sup>1</sup>（訳注）食料庫（pantry）とは、低所得者のために食料を貯蔵し、配給する活動を指す。教会などが伝統的に取り組んできた。

### 推奨される活動：食料生産

20. 持続可能なアプローチに基づいて、都市とその近隣地域の食料生産・加工を促進・強化すると共に、当該地域の農業を、都市の復元力（レジリエンス）強化計画の中に統合していくこと。
21. 市内や近郊農村における食品生産・加工・流通の一体性を高めること。その際、女性や若者も自律して活動（エンパワーメント）できるよう配慮しつつ、小規模生産者と家族経営農家に焦点を当てることが重要である。
22. 都市・農村双方の行政部局や他の自然資源管理者と連携しつつ、全体的・統合的な土地利用計画・管理を導くために、景観の特徴を考慮した生態系へのアプローチを採用すること。例えば、リスク最小化戦略を用いることで、アグロエコロジ的な生産を行ったり、生物多様性と農地の保全を促したり、気候変動への適応や観光、余暇、その他の生態系サービスの涵養を進めたりすることが考えられる。
23. コミュニティガーデンや小規模土地所有生産者の土地を含めて、都市とその近隣地域における持続可能な食料生産のために土地へのアクセス・使用权を確保すること。例えば、農地銀行やコミュニティの土地トラストを通じた取り組み。あるいは、地域の農業生産のために自治体所有地へのアクセスを許し、土地利用や都市開発計画・プログラムとの統合を進めることが考えられる。
24. 都市及びその近郊の食料生産者に対するサービス提供を支援すること。例えば、未来に至るまで経済的活力に満ちたフードシステムを築くための技術研修や資金援助（信用、技術、食品安全、市場アクセス等）が含まれる。また様々なインプット、例えば食品廃棄物由来のコンポストや生活排水、廃棄物由来のバイオエネルギー（人間の消費と競合しないことが前提）の提供も含まれる。
25. 短いフードチェーンや生産者組織、生産者—消費者間のネットワークやプラットフォーム、その他、都市と農村を結びつけ都市フードシステムの社会的・経済的インフラを統合するような市場システムをサポートすること。ここでは、市民社会主導型の社会的連帯経済の取り組みやオルタナティブな市場システムも含まれるであろう。
26. 農業・食料生産についての政策や計画策定において、参加型アプローチを活用しながら、（排）水管理とその再利用のためのシステムを改善すること。

### 推奨される活動：食料供給と流通

27. 低所得で劣悪な居住区域に対して、新鮮で手頃な価格の食料への物理的アクセスを確保するために、都市部の食料流通（フロー）の状況を評価すること。またその際、代替燃料や代替的交通手段を利用した、温室効果ガスの放出を削減する持続可能な交通手段や物流プランについても考慮すること。
28. 食品貯蔵、加工、輸送、流通関連技術やインフラの改善を支援すること。これらのインフラがあることで、都市の近隣部と農村地域が結ばれ、旬の食料消費が確保でき、食料確保の不安や食品ロスも減らすことができる。またここで重点を置かれるべきは、安定した雇用を提供するバリューチェーンにそって、多様な中小規模の食料ビジネスが形成されることである。

29. 地域独自の食品安全法制を導入することにより、地域の食料管理システムを評価・検討・強化すること。こうした法規制を通じて、(1)食料生産者と流通事業者がフードチェーンを通して責任をもって活動することを求め、(2)家族経営や小規模経営者にとっての市場参入の障害を排除し、(3)食品安全と健康、環境への配慮を統合するよう働きかけることができる。
30. 健康的な食を確保すると共に、都市間を結ぶ短いフード・サプライチェーンの形成を促すため、公共調達や商業政策を見直すこと。また弱い立場におかれた生産者や消費者に、収入源の保証や生産条件の公平性、持続可能な生産を促すこと。これらを通じて、全ての人にとっての食料の権利を実現すべく、公共調達がもつ力を活用すること。
31. 自治体における公的なマーケットに対して、政策・プログラム面からサポートを行うこと。ここでいう公的なマーケットには、ファーマーズマーケットやインフォーマル・マーケット、小売・卸売市場、レストラン、他の食品流通業者が含まれる。ここではマーケットシステムにおける官民それぞれの主体と協力する場合のアプローチの違いを都市側が認識することが重要である。
32. 市場システムに関連するインフラを整える支援について、改善し、拡大すること。こうしたインフラがあって初めて、都市部の買い手を、都市やその近隣、さらには農村部の売り手に結びつけることができる。また同時に、社会的連帯と信頼を醸成し、文化交流を支援し、持続可能な生活を保障すること。これらのことは、特に女性や若い起業家にとって重要である。
33. (食料供給や雇用創出、地産地消や環境経営推進の観点から) 都市のフードシステムに対するインフォーマル・セクターの貢献を認めること。そして、食品安全や持続可能な食生活、食品廃棄物の削減と管理などの分野で適切な支援と研修の機会を提供すること。

#### **推奨される活動：食品廃棄物**

34. 都市地域の食品サプライチェーンに関わるすべての段階（生産、加工、包装、安全管理、陳列、再利用、リサイクルを含む）における食品ロスの防止や食品廃棄物の削減について評価・監視するために、フードシステムの当事者を招集すること。そして、包括的な計画と設計、透明性、説明責任と政策統合が確保されるようにすること。
35. イベントやキャンペーンを通して、食品廃棄についての認知度を向上させること。その際には、教育機関やコミュニティマーケット、地域の食料品店、その他の連帯経済または循環経済の取り組みなどから、担当となってくれる機関（フォーカルポイント）を見出すこと。
36. 研究教育機関やコミュニティ組織からの応援も得つつ、民間セクターと連携することで、自治体は政策や規制（例：製造プロセス、外見や等級基準、消費期限等）を適宜見直し、改訂すること。「捨てるのではなく、活用する」ための優先順序を考慮することで、食料や包装を廃棄せずに安全に利活用できる。
37. 生産や加工、小売、ケータリング、卸売、娯楽などの場において、まだ人間が食べられる安全で栄養のある食品が廃棄されているならば、回収・再分配を促進し、それらの食料を救い出すこと。

Note: Translation of the MUFPP text from English to Japanese is kindly provided by Prof. Masashi Tachikawa (Nagoya University) and Dr. Kazuhiko Ota (National Institutes for the Humanities) under permission of Agricultural Policy Research Committee, Inc. (publisher). Prof. Akiko Iida (University of Tokyo) has kindly facilitated contacts with the MUFPP Secretariat.